する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{14} ＝ 0.011

G_{15} ＝ 0.019

G_{16} ＝ 0.019

G_{17} ＝ 0.018

G_{18} ＝ 0.016

G_{19} ＝ 0.016

G_{20} ＝ 0.01590

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 13 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_{13} ＝ 0.033

I_{14} ＝ 0.018

I_{15} ＝ 0.034

I_{16} ＝ 0.031

I_{17} ＝ 0.032

I_{18} ＝ 0.027

I_{19} ＝ 0.026

I_{20} ＝ 0.02651

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 5 条の規定に基づき定められた被災市街地復興推進地域において地方団体が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業（以下この表において「被災市街地復興特別事業」という。）に係るものの額に相当する額

当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{14} ＝ 0.011

G_{15} ＝ 0.019

G_{16} ＝ 0.019

G_{17} ＝ 0.018

G_{18} ＝ 0.016

G_{19} ＝ 0.016

G_{20} ＝ 0.01593

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_{12} ＝ 0.022

I_{13} ＝ 0.034

I_{14} ＝ 0.018

I_{15} ＝ 0.034

I_{16} ＝ 0.032

I_{17} ＝ 0.032

I_{18} ＝ 0.027

I_{19} ＝ 0.026

I_{20} ＝ 0.02656

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 5 条の規定に基づき定められた被災市街地復興推進地域において地方団体が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業（以下この表において「被災市街地復興特別事業」という。）に係るものの額に相当する額